

会 議 録 (要 旨)

| | | | | | |
|--|---|--------------|---|------|----|
| 会議の名称 | 平成28年度第2回 使用料等審議会 | | | | |
| 開催日時 | 平成28年10月14日(金) 午後7時～8時 | | | | |
| 開催場所 | 東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール | | | | |
| 出席者 及び欠席者 | <p>●出席者：</p> <p>(委員) 西條委員(会長)、吉井委員(職務代理)、田中委員、長谷川委員、増田委員、森委員</p> <p>(理事者) 荒井副市長</p> <p>(事務局) 小林経営政策部長、瀬川経営政策部次長、安保企画政策課長、堀口企画政策課課長補佐、東企画政策課主査、新床企画政策課主任</p> <p>(経営政策部) 屋代情報政策課長、笠原施設再生推進課長、杉山施設再生推進課主査</p> <p>(市民部) 肥沼市民部次長</p> <p>(環境安全部) 細淵環境安全部次長、小山地域安全課地域安全係長</p> <p>(資源循環部) 間野資源循環部長、戸水資源循環部次長、関管理課課長補佐</p> <p>(教育部) 倉本公民館事業係長、小山公民館主事、中澤市民スポーツ課長、千葉市民スポーツ課振興係長</p> <p>●欠席者：小山委員、頭川委員</p> | | | | |
| 傍聴の可否 | 可 | 傍聴不可の場合はその理由 | / | 傍聴者数 | 0名 |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 副市長挨拶 3. 前回会議録(要旨)確認 4. 報 告 「新秋津駅第5駐輪場の使用料」について 5. 審 議 「使用料・手数料の全体見直し」について 6. そ の 他 7. 閉 会 | | | | |
| 問い合わせ先 | 東村山市使用料等審議会事務局(東村山市経営政策部企画政策課) 〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話 042-393-5111(内線2212・2215) | | | | |
| 会 議 経 過 | | | | | |
| <p>1. 開 会</p> <p>2. 副市長挨拶</p> <p>【副市長】</p> <p>本日はお忙しいところ、第2回使用料等審議会にご出席いただき、感謝申し上げます。本年度第2回目になるが、前回の使用料の見直し内容の説明・審議に引き続き、本日は手数料の見直し内容についてご審議いただきたくお願い申し上げます。なお、本日の手数料の見直しに関する資料については、第1回においてご用意すべきところを間に合わず、1回目終了後にお届けするという行き届かない点があったことについて、改めてお詫び申し上げます。</p> | | | | | |

そうした中にも関わらず、委員各位には本日までに資料を読み込んでいただき、予め質問をお寄せいただくなど、熱心なご対応をいただき、感謝に堪えない次第である。本日もご審議をいただき、ご指導をよろしくお願ひしたい。

3. 前回会議録(要旨)確認

○出席委員全員の了承を得て、ホームページに公開することが決定された。

4. 報告(新秋津駅第5駐輪場の使用料について)

○事務局より、「新秋津駅第5駐輪場の使用料」については、使用料等審議会条例の第2条第2項第4号の「新たに設置する施設の使用料で、その算定事由から既に設置されている他の同様の施設の使用料と同額にするもの」という規定を適用し、審議案件とはせず報告案件として説明。

【所管(環境安全部次長)】

秋津駅・新秋津駅第3駐輪場については、地権者より返還の求めがあったことから、新たに近隣の場所に新秋津駅第5駐輪場を設置させていただき、使用料については先ほど申し上げたとおり、現在使用している駐輪場と同額とさせていただきたいということである。

【会長】

新秋津駅の第5駐輪場使用料について資料の概要を見ていただき、意見がなければ、報告事項に関しては基本的には聞き置いていただくようにさせていただきます。(各委員、了承。)

5. 審議 「使用料・手数料の全体見直し」について

○事務局より、第1回の審議結果を受け、手数料資料の送付と使用料・手数料に関する委員からの意見聴取を行い、市の考え方をとりまとめて、第2回に至ったことを説明。

<使用料について>

【会長】

効率的な審議のため、委員には事前に質問・意見等を受け付け、市の考え方も用意されている。

まず、使用料の審議から入っていきたいと思う。前回の審議会と、本審議会の前に質問や意見を受け付けたものがまとめられた資料に皆さんの意見が十分示されているわけであり、これについては十分審議が尽くされていると思う。これ以外にもう一度、意見等があればお願ひしたい。

一応、審議は出尽くしたということで、使用料についてはよろしいか？(各委員。異議なし。)

【会長】

使用料の審議については終了する。

<手数料について>

○事務局より、資料「平成28年度使用料等審議会(手数料 据置①)」平成28年度使用料等審議会(手数

料 据置②)」「平成 28 年度使用料等審議会(手数料 改定)」「審議対応別一覧」に沿って、説明。

【所管（地域安全課）】

今回、自転車撤去手数料について、据置②ということで、今までは撤去手数料の算定に当たり、放置自転車に関わる経費を撤去手数料で割って1台のコストを出していた。

しかし、放置自転車がなくなることを最大の目的としてこの事業を行っていることから、委託料については基本的には変わらないということで、1台を同じような関係でやってしまうと、1台の放置自転車の手数料が上がってしまうということがある。ただ、そこについては、常設型もあるが、基本的には返還型という形で皆さんにお持ち帰りいただけるということを前提とした考え方の中で、今までは負担割合もちょっとあったが、撤去に関する売払いが30%、手数料は10%、一般財源は60%という割合だったが、そこについては使用料・手数料の基本方針の受益者負担の割合という部分で性質的負担割合の非市場的サービスの選択制サービスということで、特定の市民を対象とする部分があるので、この割合を30～50と規定される中で、最大の50%を使い、一般財源については50%、撤去売払いについて30%、撤去手数料については20%に置き換え算定した結果、前回と同様の結果が得られたということで、基本的には自転車については持ち主にお返しするというのを念頭に、今回の手数料については据置きでお願いしたいということで考えているので、よろしくお願ひしたい。

【事務局】

続けて動物死体の手数料の件等について、資源循環部管理課より説明させていただきたい。

【所管（資源循環部次長）】

一般廃棄物処理について、まず、家庭系し尿処理手数料について、説明させていただきたい。

算定方法は前回の改定時と同様に、委託料、人件費、減価償却費、下水道料金をコスト算定科目として積算を行った。その結果、資料で示したように、一般家庭1世帯1回で5,130円、共同住宅1人1回で1,020円となった。現行料金との差額は一般家庭1世帯1回当たりで約2,400円、共同住宅で1人1回当たりで約400円の乖離が生じる結果となった。

家庭系し尿処理については、前回の改正時において、家庭系し尿を利用している世帯数自体が少ないこと、また対象となっている方々は低所得の方が多いと考えられることから、算定に合わせて引き上げることは生活への影響が大きいと考えられることや、近隣市の状況を踏まえる中で現状維持とした。これらの状況に変わりがないことにより、今回の改正においても前回同様改正を行わず、現状維持の据置といたしたく、案とさせていただいた。

続いて、動物死体処理手数料について説明する。

算定については前回と同様、委託料をコスト算定科目として積算を行った。その結果、資料で示しているように、1体当たりの算定額は2,700円となり、現行料金との差額は200円となる。一方で近隣市等の状況だが、処分手数料は1,000円から3,000円の範囲となっている。これらのことから、近隣市の状況を踏まえ改正を行わず、現状維持の据置きといたしたく、案とさせていただいているところである最後に「改定」で挙げている動物死体の関係を説明させていただきたい。

動物死体は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項より「廃棄物」と定義されている。このことから当市は、適切な処理を行う責務の中で、動物死体の処理を行っている。動物の死体は路上や公園等、飼い主不明のものと、ペットとして飼われていた飼い主が特定できるものに大まかに区別される。また、処理対象には市が収集・回収に伺うものと、秋水園に持ち込まれるものがある。

回収は飼い主不明の死体を道路や公園に放置できないことから行政上必要があり行っており、ペットについてはあくまでも一定のサービスで行っている。

動物死体の収集及び処理手数料は、処分に係る手数料と収集に係る手数料がある。処分に係る手数料

は、秋水園内にある動物死体安置所から処分場までの、運搬から処分に至るまでの経費となる。収集に係る手数料だが、市回収業者が現地、死体回収先に赴き、死体を回収して秋水園内の安置所まで運搬する経費及び土日・年末年始における収集業者の待機料金の合計から算定している。

前回までの手数料改正時における算定では、土日・年末年始の待機料分を動物数で割りかえし、上乘せしていたため、「動物死体の数が少なくなるとコスト高になる」等の意見が寄せられていた。今回の見直しに当たり、収集件数の3か年平均、25年度～27年度になるが、こちらを算出したところ全収集件数の435件のうち、飼い主が特定できるものが53件、このうち土日・年末年始に収集した件数は約9件と、全体の2%であった。全収集数からすると少なく、また全件数に土日・年末年始待機料を加算してしまうと平日に収集した分にも待機料が加算されてしまい、公平を欠くことから、土日・年末年始待機料は行政回収のために必要な経費と定義して、ペットについては土日・年末年始待機料分については加算しないこととして、収集委託料単価契約の2,700円と、今回の改正案の処分単価2,500円の合計5,200円の実費相当額のみ負担していただく案とした。

【会長】

事務局ならびに所管の説明が終わった。

手数料について、使用料と同様に事前に委員には資料をお送りし、質問・意見等を受け付けている。それに対する市の考え方も既に示しているわけで、一通り所管課より説明をいただいたので、これを踏まえ、事前にいただいた内容の他に、質問はあるか。(各委員、質問・意見なし。)

それでは、事務局案通り改定意向の案、動物死体手数料、収集及び処分を除き、据置きをしたいということではよろしいか。(各委員、異議なし。)

【会長】

事務局案通りでお願いしたいと思う。

<諮問の考え方について>

【会長】

最後に、諮問の趣旨に対する審議に移っていききたいと思う。

今回は現行料金の再算定を行った結果、一定の乖離が認められるものもあったが、諮問及び前回の審議でもあったように、市では平成29年度決算から、国が示す統一的な基準による財務諸表の作成や、全施設に係る固定資産台帳の整備等、新地方公会計制度への対応をしていく状況である。これらの対応を進めていく中で将来的には、より精緻に受益者負担の考え方を検討することができるようになるとの説明があった。

このことから、施設使用料等の算定の事務も、新公会計制度に移行後は、より正確な原価計算や的確な分析が可能になると考えられる。また、新制度は他の地方自治体との客観的な比較・検討を目指したものであることから、今回は「動物死体処理に係る手数料」の引き下げ1件を除いて、移行までの間、使用料・手数料を現行のまま据え置きとしたいという趣旨であった。

「動物死体処理に係る手数料」の引き下げ1件を除き、使用料・手数料を現行制度に据え置くことに、当審議会として妥当とみなしてよろしいかどうか、これを委員に諮りたいと思う。この件について意見があったら、お伺いしたいと思う。

【委員】

使用料と手数料についていろいろ見させていただいて、3年前にも同じように私も委員で参加させていただいており、前は分かりづらかったことが1点だけあった。

この公共料金というところは、我々が民間でよく収支を考えるのとは違う一面があるので、いろいろな近隣の市との比較とか、そういうもので成り立っていて、適正な料金体制だと思っている。

新しい会計制度に移行していく中で、一つ気になったところなのだが、使用料の中で算定の基準となるものが、全体の建物の平米数で割り出した単価が示されている。実際には使用料を算定するための部屋の面積で料金設定をしているが、例えば1千平方メートルあるものを1千平方メートルの単価で算出しておいて、使用料はレンタルする実際の面積、アパートなどでいう共用部と、実際に家賃をいただける専有部分で料金は設定しているということである。例えば1千平方メートルあってもレンタルできるのは300平方メートルということで、少し分かりづらいところがあるので、その辺を分かりやすく算定根拠を示していただければありがたいかなと思う。その他は特に問題はないと思っている。

【会長】

この新公会計制度について、市もこれから勉強会を開くということなので、より良いコスト計算ができるのではないかなと思っている。他に何かご意見等あるか。

【委員】

前回、公会計制度の説明をいただいた。役所の会計からすると180度の転換かなと思うのだが、その趣旨とするところがより分かりやすい、また、今までの役所の仕組みからは違った観点から数字をとらえることが、新しい機軸として目的に合った形になるのかなと思う。

そういった意味では複式簿記とか、発生主義による財務書類の作成、固定資産台帳整備等が行政においても必須のものとなっていくと考えられる。それらの全てが良いとは思わないが、良い点を捉えながら、行財政運営の制度の一つとして位置づけて、今回の使用料の仕組みの中に組み込むことが、地方公会計制度を最大限に活用するポイントとなると考えられる。今後の市の公会計制度の取組みが公正かつ透明性の高い受益者負担の適正化に資することを期待して、今回の諮問の通り、一部手数料を除き、据置きとすることに私は賛成したいと思う。

この会計制度はなかなか市民には馴染みにくいので、広報等で新しい制度の仕組みについてかみくだいた説明をぜひお願いしたいと思う。

もう一つ、この勉強会の進捗状況を簡単に教えていただければありがたい。結論としては諮問の通り、一部手数料を除き、据置きとすることに賛成という意見はこの通りである。

【会長】

勉強会の進捗について説明願いたい。

【所管課（施設再生推進課）】

前回の使用料等審議会でも示した通り、固定資産台帳の部分については平成28年度の作成を目指しており、概ね、作業ベースとしては8割方の作業が進んでいる。関係所管の作業部会は、これまで20回を超える会議を終え、担当者レベルで打合せ・協議を含めて整理を進めているところである。

固定資産台帳という基礎となるものを完成・整備させた上で新地方公会計制度への本格的な着手という形になることから、現在、庁内においては会計課および財政課等を中心に庁内説明会の開催も予定している他、毎年開催している会計実務研修や、平成29年度から導入する新しい財務会計システムの説明会の中でも、公会計制度について担当所管の方から説明をさせていただきながら進めている。ご意見の通り、従来の会計制度とはかなり大きく変わってくるところもあるので、なかなか全職員がすぐに理解するというのは難しいところがあるが、実際に29年4月から新地方公会計制度が稼働するので、混乱のないように全庁的な体制で取り組んでいる。ご指摘いただいた通り、適正な受益者負担の算定に使えるような形に移行できるように、鋭意準備を進めてまいりたい。

【会長】

今回の諮問の通り、一部手数料を除いて据置きするというご賛成の意見、事務局通り進めたいというご意見があった。ほかにご意見はあるか？（各委員、意見なし。）

それでは出尽くしたということで、まとめに入りたいと思う。2回に渡る使用料等・手数料の全体見直しを審議した結果、当審議会として諮問記載のとおりとすることが適当ということで、全ての審議をこれで終了したい。

これを受けて、答申案については、各委員の意見を踏まえ、私と事務局の方でまとめていきたいと思うが、その方向でよろしいか？（各委員、異議なし。）

【会長】

答申案については事務局とこれから打ち合わせて、まとめていきたいと思う。今日はいろいろご協議いただき、感謝する。以上を持って、議事の終了としたいと思う。

6. その他

【副市長】

会長はじめ委員の皆様方には、最後まで熱心にご審議いただき、感謝申し上げます。

今年度の審議会は2回ということで、去る8月17日に使用料・手数料全体見直しについて諮問させていただき、その時に使用料、また本日において手数料について、ご審議いただいた。会長からお話があったように、この後、答申という形で取りまとめいただき、それを受けて、これからの使用料の取扱いを取りまとめてまいりたいと思う。今回は公会計制度の大きな改正ということもあり、ほとんど据え置くこととなったが、一方で引き下げるものもあるので、条例改正等の手続きが必要となる。来年度実施に向け、遺漏のないように手続きを進めてまいりたい。

第1回、本日の審議、またお持ち帰りいただいた上でご審議いただくという大変なご審議となったが、皆さまには大変熱意溢れるご活発な議論をいただき、心から感謝申し上げます。

また、使用料・手数料のあり方について、委員から公会計制度を見据えた上での取組みをしっかりとやれという励ましの言葉を頂戴したと思っているので、今後とも、使用料・手数料のあり方について適切に施設運営や事務執行を図っていくことで、取扱いについても慎重に丁寧な検討を進めていきたいと思っている。今後も遺漏のないような事務作業に取り組んでまいりたいと思うので、委員には引き続き、使用料・手数料、その他、様々なことにおいてご指導、またお力添えをお願いして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

7. 閉会

- 事務連絡などは特になし。

以上